令和7年度
税制改正

資産税関係について

令和7年度税制改正では、贈与税・相続税への影響が大きい改正はありませんでした。
一方、現行制度を利用しやすくなるような改正がありましたので、ポイントとなる改正内容をご紹介します。

非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の特例制度(=法人版事業承継税制)の要件緩和

現行の法人版事業承継税制(特例措置)を活用した自社株の生前贈与を行う場合、贈与を受ける後継者は3年以上継続してその会社の役員等であることが要件の1つとなっていました。
今回の改正ではこの要件が『贈与の直前において会社の役員等であること』へと緩和され、役員就任期間が不問となりました。これまでは令和7年に後継者が役員に就任した場合、3年経過後が制度の適用期限を超過するため、実質的に制度の活用が不可能な状況でした。当改正により、令和7年からの制度利用も可能となっています。

なお、事前の特例承継計画提出については現行のままとなります。令和8年3月31日の期限まで残り1年ほどとなっておりますのでご注意ください。

	現行	改正後
事前準備	令和8年3月31日まで	
適用期限	令和9年12月31日まで	
後継者要件※	贈与の日まで引き続き 3年以上会社の役員であること	贈与の直前において 会社の役員であること
令和7年において	既に役員である者しか 後継者にすることができない	新たに役員になった者を 後継者にすることが可能に

※後継者の要件は一部のみの記載としております。

結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度の適用期限延長

「結婚・子育て資金贈与の非課税措置」の適用期限が2年延長され、令和9年3月31日まで制度を利用できることとなりました。今回の改正では期限の延長のみとなりますので、制度利用の面では大きな影響はありません。
贈与を受けた金額の一部が残ったまま、贈与者が死亡した時や、贈与を受けた者が50歳になった時にはそれぞれ相続税・贈与税の課税対象となってしまいますが、挙式費用の他に幼稚園や一部保育所の保育料にも充てることが可能です。活用可能な機会が限られてはいますが、生前贈与の一形態としてご検討ください。

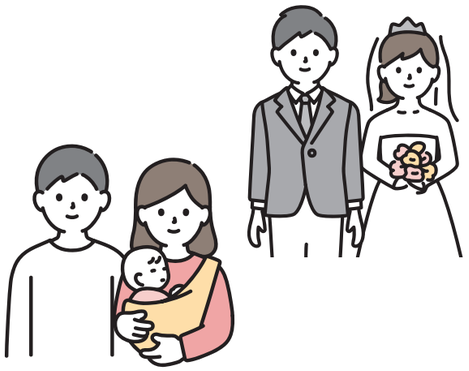

【令和7年】の 暦年贈与はどうなる？

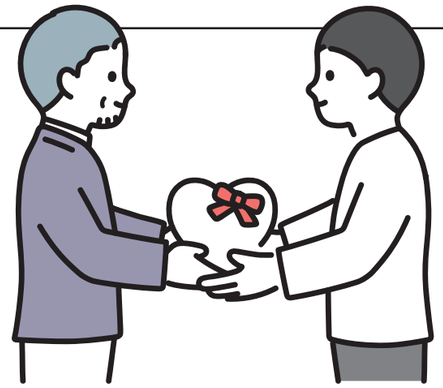

毎年110万円までが非課税となる“暦年課税贈与”。相続発生前の贈与分を相続財産に加算する「持ち戻し」の期間が7年に延長されて2年目に突入しました。
令和7年中の贈与・相続はどのような取扱いとなるのでしょうか？

贈与をした場合

令和14年中の相続までは「持ち戻し」の対象範囲内となります。
＝令和15年以降に起きる相続では加算対象外となります。

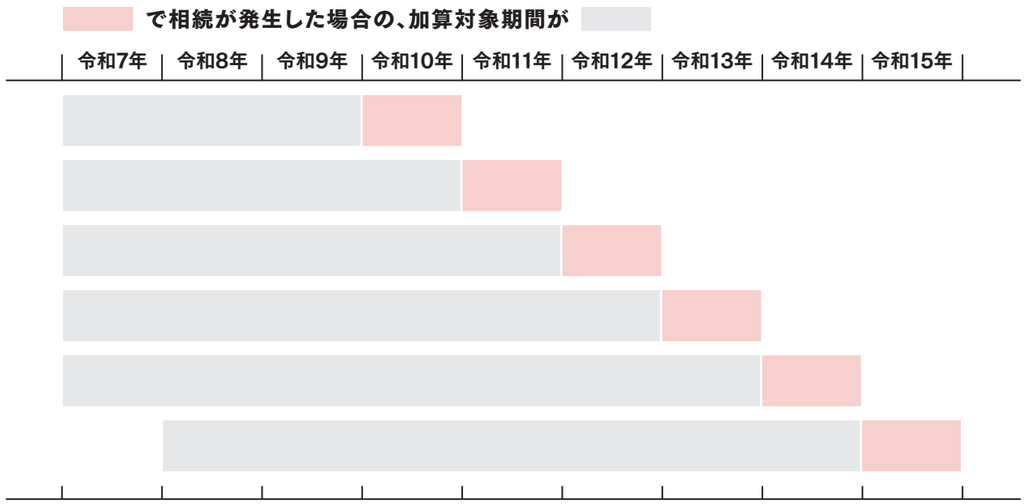

相続が発生した場合

「持ち戻し」の対象期間は、令和4年から令和6年までの3年間分のまま。

暦年贈与の使用感は大きく変わっています

お孫様等への贈与といった対策の他に、使い勝手の向上した“相続時精算課税制度”を活用した相続税対策もご検討ください。

記事担当 的場 隼也